

第3次 豊浦町地域福祉計画

地域福祉実践計画

《概要版》

(令和4年度～令和8年度)



計画の策定にあたって

1. 地域福祉の考え方

- 地域の中で支え合いながら、誰もが安心して生活できるようにするためには、生活上の問題や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに協力し、配慮するといった身近なところからはじめ、住民一人ひとりの幸福な暮らしをみんなで支えていくことが大切です。

2. 計画の目的

- 本計画は、5年後、10年後の当町において誰もが住み慣れた地域での支え合いにより、みんなが安心して生活を送れるように、地域のみんなで地域福祉の推進を目指していく計画です。

3. 計画の位置づけ

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく行政計画、「地域福祉実践計画」は、地域福祉を推進している住民や事業者・団体等の民間活動・行動計画として位置づけられ、地域での取り組みや町の支援策についてまとめています。

4. 計画の期間

- 令和4年度～8年度（5年間）

5. 計画の策定体制

本計画は、アンケート調査による意見聴取を行い、地域福祉にかかる関係団体等によって組織された、「豊浦町地域福祉推進町民会議」による協議を経て策定しています。

- 福祉関連等の事業所・自治会へのアンケート実施
- 豊浦町地域福祉推進町民会議の開催
- パブリックコメントの実施

みんなできずすこと

～当町では、住民と町（行政）が協働するまちづくりを進めています～

I 基本的な考え方

当町では、豊浦町総合計画に基づき、「誰もが安心して暮らし続けるための保健・福祉サービスの充実」に取り組み、「協働」というみんなの力で「自立する元気な豊浦町まちづくり」を進めています。

また、豊浦町総合戦略においても、人のつながりを活かした豊浦町ならではの福祉環境の提供等、福祉の充実が掲げられているところです。

本計画では、多様化する住民の福祉ニーズに応じていくために、従来の「町（行政）主導型（要求要望型）の福祉のまち」から、住民と町（行政）そして地域全体で力を合わせ、住民すべての自立の意志を尊重しながら安心していきいきと暮らすことを目指します。

II 基本理念

～ 支え合ってつくろう！

安心・安全・元気なまち・みんなのとようら ～

この基本理念は住民一人ひとりが主体的に自分らしく生きることを前提に、住民相互の支え合う絆（きずな）を結び、一人ひとりの“力”が集まってより大きな“力”となり、誰もが心も体も元気で、安心・安全な生活を営むことができることを意味しています。

市町村計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会が実践する「地域福祉実践計画」とが連動し、福祉の側面から、町の目標の実現を目指すものです。

III 基本目標

●基本目標1 安心のまちづくり

高齢者や障がい者（児）、子ども、子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域で暮らすすべての人が、安心した暮らしを支えるための事業・施策を展開します。

●基本目標2 豊かなくらしづくり

地域福祉では、誰もがどのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、サービスの充実・向上が重要となります。このため福祉サービスの利用促進と提供体制の充実を図ります。

●基本目標3 協働のしくみづくり

地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」は、多様化する住民の生活課題解決のために欠かすことができません。そのために、幅広く住民の参加を得て、住民主体の福祉活動を活発に推進します。

IV 施策体系

3つの基本目標を達成するために、10種類に分類して具体的な事業展開を行っていきます。

安心・安全・元気なまち・みんなのさよなら
支え合ってつくろう！

1. 安心のまちづくり



(1) 安心

(2) 安全

(3) 健康づくり・介護
予防・自殺予防

2. 豊かな暮らしづくり



(4) 生活

(5) 相談

(6) 情報

(7) 生活セーフティネット

3. 協働のしくみづくり



(8) きずな

(9) 担い手


(10) 協働

みんなで進めること

1. 安心について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りの推進 ○行政機関の連携 ○子育てしやすい生活環境の整備 ○保育サービスの充実 ○子育て家庭の訪問 ○虐待防止等対策地域連絡協議会の運営
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り活動 ○ひとり親世帯支援事業 ○愛情交信（ふれあい郵便）事業 ○地域子育て支援

2. 安全について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者への支援体制の構築 ○避難行動要支援者名簿の作成・管理 ○避難訓練の実施 ○地域防災体制の整備 ○自主防災体制の整備 ○地域における防犯体制の強化 ○公共施設等におけるバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 	
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者への支援 	

3. 健康づくり・介護予防・自殺予防について


町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康とようら 21 計画」の推進 ○介護予防の推進 ○自殺防止に関する普及啓発
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきサロン開催事業 ○地域サロン開設事業 ○「ふまねっと運動教室」の開設

4. 生活について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人や高齢者への各種サービスの提供 ○生活支援サービスの提供 ○住宅環境等の整備支援 ○住民サービスの向上と費用対効果の点検 ○誰もが外出しやすいまちづくりの推進
------	---

社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅福祉サービス ○たすけあい金庫貸付事業 ○住民参加型福祉サービス ○あんしんお預かりサービス ○有償ボランティア支え合い隊事業
------------	--

5. 相談について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○相談対応の充実 ○身近な相談体制の確保 ○相談窓口の周知 ○地域ケア会議の開催 ○障害者自立支援協議会の開催 ○高齢者や障がい者（児）の権利擁護の推進 ○重層的支援体制整備事業の実施検討 	
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○心配ごと相談 ○日常生活自立支援事業 ○成年後見制度の活用・啓発 ○相談支援事業 	

6. 情報について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報とようら」や町ホームページ等による情報提供 ○障がい者（児）への情報提供の充実 ○自治会、民生委員・児童委員や相談員を通じた情報提供の充実 ○福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化 ○防災行政無線の活用 ○インターネットの活用
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○広報発行事業・ホームページ等運用事業

7. 生活セーフティネットについて

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度の運用 ○自立支援の周知 ○生活基盤の整備 ○ひきこもり支援体制の整備
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○相談活動 ○生活福祉資金貸付制度

8. きずなについて

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り活動の支援 ○自治会活動への助成 ○人権尊重意識の普及
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動推進事業

9. 担い手について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等との連携 ○学校における福祉教育の推進 ○住民の福祉意識の醸成 ○福祉施設の交流 ○啓発活動の推進 ○ボランティア団体の支援・活用 ○ボランティア活動の周知 ○福祉関係者の資質の向上 ○研修機関との連携
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉啓発・福祉学習 ○ボランティア運営 ○ボランティア養成講座 ○学校における福祉教育支援事業

10. 協働について

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供事業者と連携の強化 ○団体間の交流・連携の推進 ○社会福祉法人等、住民活動の支援
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉団体支援 ○日常生活支援総合事業推進に向けての協力 ○民生委員児童委員協議会活動と連携 ○地域支え合い体制づくり事業

11. 事業者の社会貢献活動の促進

町の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で見守るネットワーク ○見守りネット SOS ネットワーク事業
社会福祉協議会の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○共同募金運動

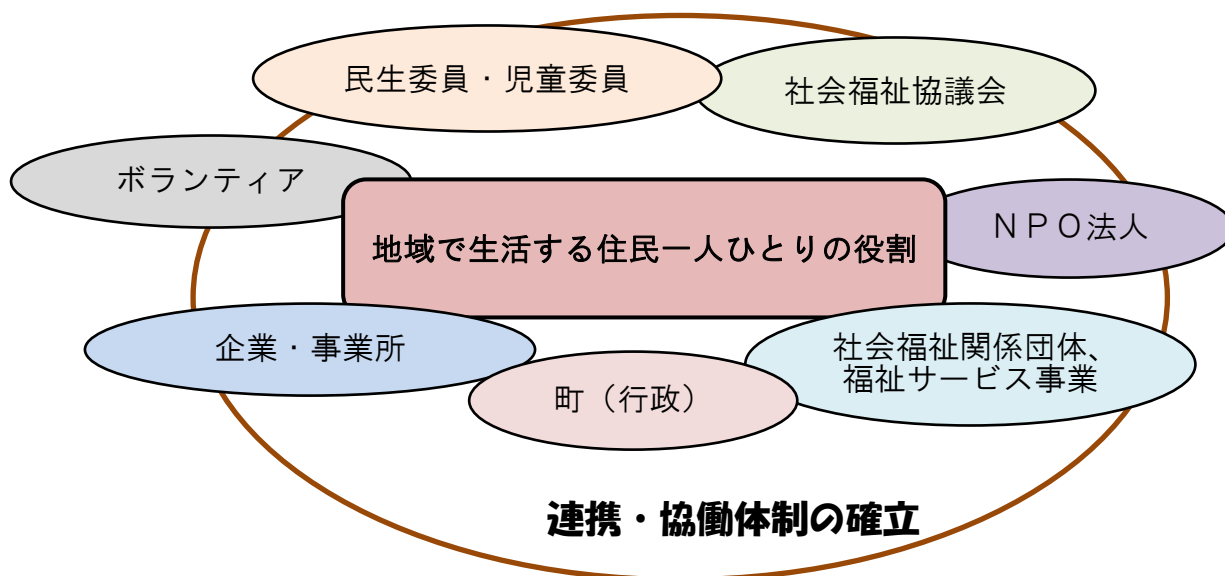
みんなの役割

1. 地域推進のための圏域設定

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材等の社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。住民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられることを第一義に、自治会は見守り等、日常生活自立支援活動を行うとともに、身近な福祉課題を発見する機能を有すること。本町地区・北部地区・大岸・礼文華の各地域を「一次生活圏域」に設定し、公的施設をはじめ地域の人的、物質的資源をつなぐ機能を有することとしています。町全体を「二次生活圏域」とし、地域福祉活動を総合的に支援、新たな福祉課題に全体的に対応する機能を有するとともに、保健・福祉・医療のネットワークによる地域ケアの機能を有し、保健福祉活動を支援する環境づくりを進めていきます。

2. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、当町で生活する住民や自治会等をはじめとする各種団体、町(行政)、社会福祉関係団体等が、今後当町における「地域福祉の推進」の必要性について、認識を共有するとともに、その実現には、地域特性を踏まえ、それぞれの役割について共通の理解のもとで、協働の取り組みに必要な仕組みづくりを推進します。



第3次豊浦町地域福祉計画・地域福祉実践計画(概要版)

編集・発行 豊浦町総合福祉施設(やまびこ) 保険福祉係
豊浦町社会福祉協議会